

令和8年度 山形市企業DX推進事業費補助金のご案内

山形市では、市内中小企業の生産性の向上を目的として、デジタル技術を活用し、業務の効率化や経営課題の解決に取り組む際のデジタルツールの導入に係る費用を補助します。

補助対象者

市内に事業所を有している中小企業（従業員が50人以下）及び個人事業主

補助対象事業

業務の効率化や自社における課題解決を図るために、デジタルツールを導入し、既存業務のデジタル化やDXの推進等に取り組む事業

補助対象経費

下記一覧表に該当するもの

	経費区分	補助対象経費	補助上限額
ステップ①	今年度初めて申請する場合	【勤怠管理ツール等の導入経費】 (1) 勤怠管理ソフトウェアの導入に要する経費 (2) 勤怠管理に伴う周辺機器の導入に要する経費 (例) ICカード打刻用機器、指紋認証用装置、静脈認証用装置等 (3) 給与管理ツール導入に要する経費 (4) 運行管理システムの導入に要する経費 (5) 経費精算ツール導入に要する経費 (6) 上記導入に関わる経費（システム利用料（年払・月払）を含む）	10万円
		【ペーパーレス化につながるツールや設備等の導入経費】 (1) グループウェアの導入経費 (2) 日報アプリ等（施工管理アプリを含む）の導入に要する経費 (3) 業務用クラウド型アルコール検知器の導入に要する経費 (4) 議事録作成ツールの導入に要する経費 (5) OCRの導入に要する経費（AI OCRも含む） (6) 上記導入に関わる経費（システム利用料（年払・月払）を含む）	10万円
ステップ②	令和6年度～令和7年度に活用した申請可能な場合のみ	【WEBサイト等の制作またはコミュニケーションツール等の導入経費】 (1) WEBサイトの制作経費 ホームページ制作経費、改修・リニューアル経費 (2) SNSの制作経費、改修・リニューアル経費 (3) ビジネスチャットの導入に要する経費 (4) WEB会議用のツール等の導入に要する経費 (5) 上記導入に関わる経費（システム利用料（年払・月払）を含む）	10万円
ステップ③	令和6年度～令和7年度に活用した申請可能な場合のみ	【各企業の課題に応じたDXや顧客満足度の向上に向けたDX等の導入経費】 (1) 予約・顧客管理システムの導入に要する経費 (2) 在庫・販売管理システムの導入に要する経費 (3) チャットボットの導入に要する経費 (4) デジタルサイネージの導入に要する経費 (5) 上記導入に関わる経費（システム利用料（年払・月払）を含む）	10万円

※令和8年度に初めて申請する場合は、任意事業のみの申請はできません。必須事業により交付申請を行う場合に限り、任意事業①に係る費用を補助対象経費に加えて交付申請することができます。

※その他の申請パターンは、裏面の表をご確認ください。

補助金額

補助率：必須事業、任意事業ごとに補助対象経費の2/3以内
 補助上限額：必須事業、任意事業ごとに10万円

※補助対象経費は、税抜価格になります。消費税及び地方消費税は補助対象外です。

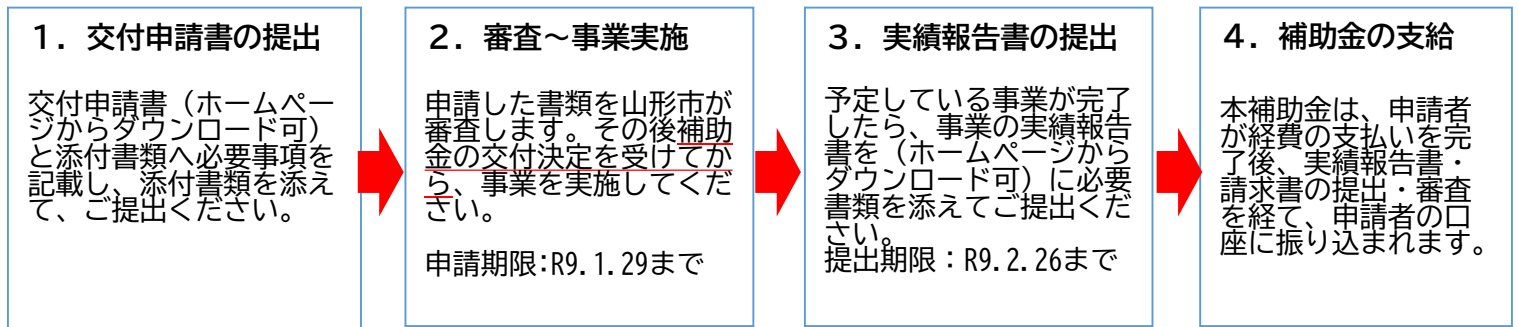
申請受付期限

令和9年1月29日（金）まで

■申請パターン

ステップ① 令和8年度に初めて申請する事業所	補助上限額	
必須事業の申請を要件とし、必須事業と同時に申請した場合に限り、任意事業①を対象とする。	必須事業のみ	100千円
	必須事業+任意事業①	200千円
ステップ② 令和7年度にステップ①を活用した事業所	補助上限額	
任意事業①と任意事業②の申請が可能。 令和7年度に任意事業①を活用していた場合は、任意事業②のみ対象とする。	任意事業①または任意事業②のみ	100千円
	任意事業①+任意事業②	200千円
ステップ③ 令和6年度にステップ①を活用した事業所	補助上限額	
任意事業①、任意事業②、任意事業③の申請が可能。 令和6～7年度に任意事業①あるいは任意事業②を活用していた場合は任意事業①～③のうち活用していない補助の申請が可能。	任意事業①～③のうち1つ	100千円
	任意事業①～③のうち2つ	200千円
	任意事業①+任意事業②+任意事業③	300千円

■スケジュール



【申請時に必要な書類】

- (1) 山形市企業DX推進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 山形市企業DX推進事業計画書（別記様式第2号）
- (3) 収支予算書（別記様式第3号）
- (4) 事業所の所在地等を証明する書類（納税通知書等）
- (5) 従業員の数を証明する書類
（厚生年金保険又は健康保険の標準報酬月額決定通知書の写し、労働保険概算・確定保険料申告書（控え）の写し、賃金台帳等）
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 反社会的勢力排除に関する誓約書（別記様式第4号）

※別記様式1号から4号はホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

※パソコン、タブレット、スマートフォン、プリンター、複合機等の導入費用は、対象外です。

⑨必ず導入する前に申請し、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定前に発注、契約、支出した経費は対象となりませんのでご注意ください。



お問合せ
お申込み

山形市商工観光部 働きやすさ追求室

〒990-8540

山形市旅籠町2-3-25

TEL 023-641-1212 内線411

E-mail hataraki@city.yamagata-yamagata.lg.jp

補助金ホームページ

